



令和8年3月30日

区施設への生理用品の設置と民間事業者との連携について

「生理」に伴い、多くの女性には様々な負担が生じています。世田谷区では、こうした状況を女性に関する社会全体のジェンダーギャップと捉え、解消に向けた取組みの一つとして、令和8年4月より区施設での生理用品の設置を開始します。

1 主旨

区は、「生理」に伴う女性の様々な負担を個人の問題ではなく、社会全体の課題として捉え、「生理」によるジェンダーギャップを少しでも解消し、「生理」に対する無理解や偏見をなくすとともに、共に支えあう社会の実現に向けて、令和8年4月より、広く区施設への生理用品設置を開始する。本事業の実施にあたっては、民間事業者との連携を行うことで、より利便性、安全性の高い取組みとする。

2 設置概要

(1) 設置施設

- ①区民利用施設 101施設、203箇所：女性用トイレ、多機能型等トイレ
- ②全区立小学校・中学校 92校、2,493箇所：対象学年の全個室トイレ、来賓・職員用トイレ

(2) 設置内容

- ①独自開発された生理用ナプキン
※令和8年度当初は災害備蓄用ナプキンを活用
- ②生理用ナプキン専用のディスペンサー
(ア)段ボール製箱型ディスペンサー(ユニ・チャーム製)
(イ)電動型ディスペンサー(SHARP 製)
- ③設置趣旨を記載した啓発ポスター
- ④女性相談窓口を案内するカード

設置施設等については
こちらをご確認ください。



※生理用品を設置するトイレの同階の男性用トイレに男性相談ポスターを掲示。

(3) パック単位での配付

まとまった数の生理用品が必要な場合、各総合支所子ども家庭支援課及び男女共同参画センター「らぷらす」窓口にてパック単位で配付。

3 民間事業者との連携

ユニ・チャーム株式会社と区で協定を締結し、以下のとおり連携して事業を実施する。

- (1) ユニ・チャーム株式会社独自開発の専用ナプキンの一定価格での購入
※災害対策用備蓄品としても同専用ナプキンを購入。
- (2) 段ボール製箱型ディスペンサーの無償提供(2,662箇所)
- (3) 「みんなの生理研修」の職員への無償実施
生理に関する知識向上と職場における相互理解の促進。

◎問合せ 人権・男女共同参画課 電話03-6304-3453